



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一
(コード番号 9031 東証プライム・福証)
問合せ先 広報・CS 推進部広報課長 村田 大輔
(TEL : 092-734-1217)

株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分および 「役員向け株式報酬制度」に係る信託の期間延長に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議するとともに、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）、役付執行役員および執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に係る信託（以下「本信託」といいます。）について信託期間の延長を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|-----------------|--|
| ① 処分期日 | 2026 年 8 月 24 日 |
| ② 処分する株式の種類および数 | 当社普通株式 336,300 株 |
| ③ 処分価格 | 1 株につき 2915.5 円 |
| ④ 処分総額 | 980,482,650 円 |
| ⑤ 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(役員報酬 B I P 信託口) |
| ⑥ その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による
臨時報告書を提出しております。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、株主の皆さまと利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を高めることを目的に、取締役等を対象とし、退任時に株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（以下「株式報酬（退任時交付型）」といいます。）、在任時に譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「株式報酬（在任時交付型）」といいます。）を導入しております。

株式報酬（退任時交付型）、株式報酬（在任時交付型）のいずれについても、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを通じて当社株式を交付します。この仕組みは、当社が金員を拠出することにより設定した信託が、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を株式市場または当社（自己株式処分）から取得し、当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式が、信託を通じて交付または給付（株式報酬（退任時交付型）における株式の換価処分相当額の金銭給付の場合）されるものです。

本自己株式処分は、B I P信託の期間を3年間延長することに伴い、本制度で必要と見込まれる当社株式を本信託内に確保するため、B I P信託の期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.42%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数756,227個に対する割合0.44%）となります。本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要につきましては、2016年5月19日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2019年8月8日付「「役員向け株式報酬制度」の信託期間延長および追加拠出に関するお知らせ」、2020年5月20日付「役員向け株式報酬制度の一部改定および株主総会議案に関するお知らせ」、2021年5月20日付「役員向け株式報酬制度の一部改定および株主総会議案に関するお知らせ」、2023年8月10日付「「役員向け株式報酬制度」に係る信託の期間延長および追加拠出に関するお知らせ」ならびに2026年5月21日付「当社役員向け株式報酬制度の拡充のお知らせ」をご参照ください。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年8月5日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2915.5円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

5. 信託期間延長の概要

信託契約日	2016 年 8 月 5 日
信託の期間	(変更前) 2016 年 8 月 17 日 ～ 2026 年 8 月 31 日 (変更後) 2016 年 8 月 17 日 ～ 2029 年 8 月 31 日 (2026 年 8 月の信託契約の変更により延長予定)

以 上